

監査公告第 11 号

公の施設の指定管理者監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を加賀市監査規準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 1 月 18 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

令和3年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査の対象

公の施設の指定管理者及び所管課の令和2年度、令和3年度(10月まで)に執行された施設の管理に係る出納、その他の事務を監査対象とする。

2 監査の対象施設等

指定管理者の概要

名称	株式会社 エイム
代表者	代表取締役 山崎 充浩
住所	金沢市戸水2丁目140番地

施設の概要

施設名	加賀市水泳プール(屋内・屋外・飛び込み)			
施設規模	区分	延床面積	内容	
	屋内プール	1,708.76 m ²	25m×7コース 幼児プール	
	屋外プール	435.55 m ²	50m×8コース	
	飛び込みプール	159.15 m ²	高さ10、7.5、5、3、1m 深さ5m	
所在地	加賀市山田町リ245番地2(加賀市中央公園内)			
指定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(現期間)			
指定管理委託料	令和2年度 21,600千円			
指定管理に係る 収支状況	令和2年度			
	収入	54,611千円		
	支出	52,324千円		
	収支	2,287千円		
施設利用実績	利用者数	個人	24,054人	合計 41,370人
		団体	2,726人	
		自主事業	14,590人	
利用料収入	4,140千円			
自主事業収入	21,807千円			
休業補填	7,064千円			

3 監査期間 令和3年11月26日～令和3年12月28日

4 監査実施委員 代表監査委員 浅井 廣史
議選監査委員 高辻 伸行

5 監査の着眼点

【所管課】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 修繕費の執行が協定書に基づき適切に行われているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は行政目的を理解し適切に行われているか。
- (3) 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 決算報告書は適正になされているか。
- (5) 備品の管理は適正に行われているか。
- (6) 利用者意見の収集に努めているか。

6 監査の方法

指定管理者及びその所管課から提出された資料及び関係書類等について、前項の着眼点に基づき監査するとともに、施設において指定管理者の関係者から説明を受けた。

第2 監査の実施内容

1 業務の報告状況について

指定管理業務の仕様書に基づき、事業実績報告及び各種設備の保守点検等の結果について、所管課への報告状況を確認した。

2 協定内容（事業計画）の履行について

管理運営業務の実施状況について、施設内の視察を行う他、自主事業の実施状況や利用料金の収納手続き、指定管理者が行う利用者アンケートの実施状況等について説明及び資料を求めた。

3 決算について

指定管理業務について、収支報告書及び総勘定元帳（施設該当分）、関係諸帳簿を検査するとともに、収入・支出の根拠となる施設利用者数、各種請求

書、賃金台帳等の資料を確認した。

4 利用促進の取り組みについて

仕様書に基づく利用促進の取り組みについて状況を確認した。

第3 監査の結果

施設の管理運営状況及び財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められたが、改善を要する事項が見受けられたので、次のとおり監査意見を述べる。

なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度関係者に指示したところである。

1 所管課（スポーツ推進課）に対する監査意見（地方自治法第199条第10項）

(1) 建物管理について

屋内水泳プールの老朽化が極めて進んでいる。ろ過機等の設備についても耐用年数が過ぎているものが見受けられ、課題は山積している。安全管理の主体は所管課にあるとの認識をより自覚して対処されたい。

市予算で一定の修繕を実施し、協定書に定める「10万円以上の修繕費については、市の負担で実施する」は適正に対処されてはいるものの、決して十分な状況とは言えない。

体育施設の中でも利用者数が多いこの施設を今後どうするか、公共施設マネジメントの個別施設計画を基に効果的な対応を急いでいただきたい。

(2) 自主事業について

施設内の自動販売機の取扱いが協定書で規定されていない。特別な理由が無いのであれば、一般例に従い自主事業の一種として協定書にその収支の取扱いを規定するよう改善されたい。

また、用品のレンタル料金など、指定管理者の本部経理に属する場合でも、施設内で発生する収支については、市への報告へ含めることが原則である。適切な指導をお願いしたい。

なお、自主事業であるスイミングスクール会員の会費も自主事業収入として報告を受けているが、本部経理となっているため、会員数の推移が不明である。補足資料として当該施設での会員数の報告を受けるよう改善されたい。

(3) 指定管理委託費について

指定管理者側から提出された令和2年度の実績報告では、コロナ禍による営業補償収入が計上されていない。一過性の収入ではあるが指定管理委託費相当として計上されるよう指導したところである。

2 指定管理者に対する監査意見（地方自治法第 199 条第 10 項）

(1) 決算・経理について

施設では入場券販売機と窓口レジの2区分で現金収入が管理されている。日々の保有現金の管理や本部経理との連携に係る処理も区分毎に適切に管理されていた。また、本市の共通利用券に関する販売管理、利用実績に係る請求など諸帳簿を備えながら、適切な事務が行われていた。

一方、軽微な事項ではあるが、自主事業に分類されるはずの水泳帽やゴーグルのレンタル料金が収支報告に計上されていない事例など、監査当日に改善点を指摘した。当該施設で発生する収入については、今後の収支報告で適正に処理願いたい。

(2) 自主事業について

いわゆるスイミングスクールに特化して取り組むことで、利用者からの人気は高い状況である。施設の老朽化やコロナ禍を背景に近年の利用者数はやや減少しているものの、体育施設としては比較的高位で推移しており、指定管理者制度が効果的に機能していると認識できた。

施設内の清涼飲料水等の自動販売機 2 台の収支については、これまで収支報告が無かったようだが、一定金額の収入があることから、自主事業のひとつと考える。今後、所管課の指導に従い、適切な取り扱いをお願いしたい。

(3) 管理業務について

事業計画に従った人員配置がなされており、安全管理とサービス向上に向けた体制が整っていることを確認できた。

施設の状況を十分に把握したなかで管理運営されており、コースロープの修繕なども迅速に対処している点など利用者の安全を優先した取り組みが見てとれる。施設の老朽度を鑑みれば、日々の運営努力を評価したい。

今後とも所管課とのコミュニケーションを維持し、円滑な管理をお願いしたい。

第 4 留意事項

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。